

青森県報

第三千七百三十四号

平成二十五年
八月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………	(保健衛生課) …… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) …… 一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) …… 二
公安委員会……………	
機械警備業務管理者講習の実施……………	(生活安全課) …… 二
公営企業……………	(企画課) …… 二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(病院管理局) …… 三

告

示

青森県告示第六百四十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 研修及び講習の名称

- 1 研修
平成二十五年青森県クリーニング師研修（通信制）
- 2 講習
平成二十五年青森県クリーニング所業務従事者講習（通信制）

- 三 受講対象者
- 1 研修
県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師
- 2 講習
県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

- 四 受講申込書の提出先
青森市堤町二丁目一六の一
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

- 五 受講料
- 1 研修受講料 五千元
- 2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第六百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十一第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる住所	名称又は主たる住所	名称又は主たる住所
有限会社 さくらデンタルサービス	黒石市追子野木一丁目七四の二	有限会社 さくらデンタルサービス	黒石市追子野木一丁目七四の二
居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
名称	名称	名称	名称
有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス
所在地	所在地	所在地	所在地
黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二
廃止の届出年月日	廃止の届出年月日	廃止の届出年月日	廃止の届出年月日
平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四
年月日	年月日	年月日	年月日
平成 二五・八・三	平成 二五・八・三	平成 二五・八・三	平成 二五・八・三

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる住所	名称又は主たる住所	名称又は主たる住所
有限会社 さくらデンタルサービス	黒石市追子野木一丁目七四の二	有限会社 さくらデンタルサービス	黒石市追子野木一丁目七四の二
介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
名称	名称	名称	名称
有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス	有限会社 さくらデンタルサービス
所在地	所在地	所在地	所在地
黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二
廃止の届出年月日	廃止の届出年月日	廃止の届出年月日	廃止の届出年月日
平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四	平成 二五・七・二四
年月日	年月日	年月日	年月日
平成 二五・八・三	平成 二五・八・三	平成 二五・八・三	平成 二五・八・三

青森県告示第六百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡東通村大字白糠字下馬坂五〇 西山 孝 行	白糠区域及び小田野漁業協同組合の地区及び小田野漁業協同組合の地区	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字白糠字向流七二 東田 加代子	白糠区域及び小田野漁業協同組合の地区	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一	猿ヶ森区域及び小田野漁業協同組合の地区	底建網漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二 石田 勝信	猿ヶ森区域及び小田野漁業協同組合の地区	底建網漁業
上北郡東北町旭南四丁目三一の五八一 浜田 商一	小川原湖区域及び小川原湖漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船による漁業
上北郡東北町字浜家苦一の 新堂 兼太郎	小川原湖区域及び小川原湖漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船による漁業

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備

業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 実施期間及び実施時間

平成二十五年十月七日（月）から同月十日（木）までの午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

十二人（予定）

四 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十五年九月九日（月）から同月十三日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）（一通）

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品の名称及び数量

無菌病室ユニットシステム 二式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

- 一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社シバタ医理科青森営業所
青森市南佃一丁目一四の一〇
- 六 契約金額
四千九百十四万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十五年六月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭